

東京消防庁 浦安市 消防相互応援協定

協定締結日 平成18年12月13日

(総則)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と浦安市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大火災、大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(補則)

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成18年12月13日から効力を生ずる。

平成18年12月13日

東京消防庁

消防総監 関 口 和 重

浦 安 市

市 長 松 崎 秀 樹

【改正】

附 則

この協定は、平成19年10月1日から効力を生ずる。

平成19年9月14日

東京消防庁

消防総監 小 林 輝 幸

浦 安 市

市 長 松 崎 秀 樹

別表第1

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	浦安市側の応援区域
浦安市のうち 猫実一丁目 猫実二丁目 猫実三丁目 猫実四丁目 猫実五丁目 当代島一丁目 当代島二丁目 当代島三丁目 北栄一丁目 北栄二丁目 北栄三丁目 北栄四丁目 堀江一丁目 堀江二丁目 堀江三丁目 堀江四丁目 堀江五丁目 堀江六丁目 富士見一丁目 富士見二丁目 富士見三丁目 富士見四丁目 富士見五丁目	江戸川区のうち 東葛西一丁目 東葛西二丁目 東葛西三丁目 東葛西四丁目 東葛西五丁目 東葛西六丁目 東葛西七丁目 東葛西八丁目 東葛西九丁目

別表第2

自 動 車 専 用 道 路 普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	浦安市側の応援区域
首都高速湾岸線東行きのうち 葛西ランプから浦安ランプまでの浦安市の管轄区域	首都高速湾岸線西行きのうち 浦安ランプから葛西ランプまでの東京消防庁の管轄区域